（委託の制限）
第９条　第３条第２項の規定にかかわらず、協会は、本章に規定された権限の行使を第三者に委託することはできない。

第３章　業務

（特定情報の取得）
第10条　協会は、特定情報照会サービスの実施のため、全国暴力追放運動推進センターとの間で反社会的勢力に係る情報の提供等に関して必要な合意をし、当該情報の提供を受けなければならない。
２　協会は、特定情報照会サービスの実施のため、一般社団法人全国銀行協会その他の法人又は団体との間で反社会的勢力に係る情報の提供等に関して必要な合意をし、当該情報の提供を受けるよう努めるものとする。
（特定情報の記録及び保存）
第11条　協会は、特定情報の提供を受けたときには、特定情報データベースを構成するものとしてこれを記録し保存しなければならない。
２　特定情報は、当該情報が特定情報データベースに記録されたときから５年以上の協会が別に定める期間保存されるものとする。
（回答情報の提供）
第12条　協会は、利用協会員から特定情報照会を受けたときには、利用協会員から照会を受けた情報を特定情報データベースに含まれる情報と照合し、電磁的記録の送信の方法その他の協会が別に定める方法で、照会に係る利用協会員に対して回答情報を提供する。
２　協会は、利用協会員から特定情報照会を受けたときには、当該照会の範囲が特定されない場合、前条第２項の保存期間を経過している場合、及び第８条第１項又は第２項に定めるいずれかの事由に該当する疑いがあるとして同条第３項に基づき説明又は資料の提出を求めている場合その他正当な理由がある場合を除き、照会に係る回答情報を提供しなければならない。
（特定情報照会及び回答情報提供等の記録）
第13条　協会は、協会が別に定めるところに従い、特定情報照会及び回答情報の提供に係る次の項目の記録を作成し保存する。
①　特定情報照会を行った利用協会員の商号、名称又は氏名その他の利用協会員を特定する事項
②　特定情報照会を担当した従業者の属する営業所又は事務所の名称その他の当該営業所又は事務所を特定するに足りる事項
③　特定情報照会を担当した従業者の氏名及び識別番号
④　特定情報照会を行った日時
⑤　特定情報照会に係る資金需要者等を特定する事項
⑥　提供をした回答情報のうち、照会に係る者の情報を特定情報データベースに含まれる情報と照合した結果に関する事項
⑦　回答情報を提供をした日時
（利用目的の制限）
第14条　協会は、秘密情報を次の各号のいずれかの目的以外の目的を達成するために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。但し、秘密情報が特定情報に該当する場合を除き、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第３項各号のいずれかに掲げる事由がある場合はこの限りでない。
①　特定情報照会サービスを運営するため
②　協会の業務における反社会的勢力の被害を防止又は回復するため
③　協会の業務に関連し、反社会的勢力の組織の維持又は拡大を防止するため
④　協会の業務に関連し、反社会的勢力に利益を供与することを防止するため
（協会における安全管理）
第15条　協会は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の秘密情報の安全管理のため、安全管理にかかる取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、秘密情報の取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならず、かつ、秘密情報が金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年11月20日金融庁告示第63号）第６条に定める機微（センシティブ）情報に該当しうることを踏まえたものでなければならない。
２　協会の役員（貸金業法第39条第１項に定める役員及び同法第41条に定める仮理事及び仮監事をいう。以下本条第３項において同じ。）及び職員その他従業者は、第14条但書の場合を除き、第14条各号に掲げる目的以外の目的を達成するために必要な範囲を超えて秘密情報を取り扱ってはならず、かつ秘密情報について漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置として定められた内容を遵守しなければならない。
３　協会の役員及び職員その他従業者は、これらの者に該当しなくなった後において、秘密情報を使用し又は第三者に提供してはならない。
４　協会は、その役員及び職員その他従業者が前二項の義務を尽くすよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
（委託先における安全管理）
第16条　協会は、特定情報照会サービスの業務の全部又は一部を第三者に委託した場合にあっては、秘密情報の安全管理が図られるよう、当該委託先につき、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
２　前条第１項及び第４項の規定は、受託指定信用情報機関に、前条第２項及び第３項の規定は受託指定信用情報機関の役員（貸金業法第41条の13第１項第４号に定める役員をいう。）及び職員その他従業者について準用する。協会は、受託指定信用情報機関との間の、特定情報照会サービスに係る委託契約に、係る内容を定めなければならない。

第４章　利用協会員の義務

（利用目的等の制限）
第17条　利用協会員は、特定情報照会サービスを以下の各号のいずれかの目的以外の目的で利用してはならない。また、提供を受けた回答情報につき、次の各号のいずれかに該当する目的を達成するために必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。
①　反社会的勢力による犯罪、暴力的要求行為等の被害を防止又は回復するため
②　反社会的勢力の組織の維持又は拡大を防止するため
③　反社会的勢力に対する利益供与を防止するため
２　利用協会員は、協会が別に定める場合を除き、提供を受けた回答情報につき、自社のみで使用し第三者に提供してはならない。
（回答情報の保存等の制限）
第18条　利用協会員は、提供を受けた回答情報につき、当該回答情報を用いて行う審査の結果を記録するために保存する場合を除き、保存してはならない。
（安全管理）
第19条　利用協会員は、提供を受けた回答情報につきその漏えい、滅失又はき損の防止その他の回答情報の安全管理のため、安全管理に係る取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、回答情報の取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものでなければならず、かつ、回答情報が機微情報に該当しうることを踏まえたものでなければならない。
２　利用協会員は、その役員、使用人その他従業者に対し、回答情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要な監督を行わなければならない。